

## 特許無効審判・異議取消決定の取消訴訟の訴状における「請求の趣旨」の記載

訴状の「請求の趣旨」は、裁判所に求める裁判の内容を明らかにするものです。

「請求の趣旨」の記載は、最近では、以下のようなものが一般的です。原告においてこれと異なる記載をする場合は、そのような記載を適切と考えることの根拠を明らかにしてください。

### 1 基本型

特許庁が無効 - 号事件について令和○年 月 日にした審決を取り消す。

### 2 審判対象とされた請求項の一部に対する不服申立て

(審決例)

特許第 号の請求項 1 に係る発明についての特許を無効とする。

特許第 号の請求項 2 に係る発明についての審判請求は成り立たない。

(請求の趣旨例)

- ・ 特許権者による請求項 1 についての不服申立て

特許庁が無効 - 号事件について令和○年 月 日にした審決のうち、特許第 号の請求項 1 に係る部分を取り消す。

- ・ 審判請求人による請求項 2 についての不服申立て

特許庁が無効 - 号事件について令和○年 月 日にした審決のうち、特許第 号の請求項 2 に係る部分を取り消す。

### 3 無効審判において訂正が認められた場合

(審決例)

本件訂正を認める。

特許第 号の請求項 1 に係る発明についての特許を無効とする。

特許第 号の請求項 2 に係る発明についての審判請求は成り立たない。

(請求の趣旨例)

- ・ 特許権者による請求項 1 についての不服申立て

特許庁が無効 - 号事件について令和〇年 月 日にした審決のうち、  
特許第 号の請求項 1 に係る部分を取り消す。

- ・ 審判請求人による請求項 2 についての不服申立て（本件訂正について争わない場合を含む。）

特許庁が無効 - 号事件について令和〇年 月 日にした審決のうち、  
特許第 号の請求項 2 に係る部分を取り消す。

4 訂正によって削除された請求項（下記審決例では請求項 2 ）に係る審判請求が  
却下された場合

（審決例）

本件訂正を認める。

特許第 号の請求項 1 に係る発明についての審判請求は成り立たない。同請  
求項 2 に係る発明についての審判請求を却下する。

（請求の趣旨例）

特許庁が無効 - 号事件について令和〇年 月 日にした審決のうち、  
特許第 号の請求項 1 に係る部分を取り消す。